

別表（第2条関係）

補 助 事 業 名	在宅看護体制機能強化事業		
補助事業の目的	在宅医療の推進及び訪問看護師の資質向上を図るため、訪問看護総合支援センターの設置推進、機能強化型訪問看護ステーションの設置促進、訪問看護師の特定行為研修の受講、他機関・多職種連携の強化や教育等を支援する。		
補助事業の 対象となる者	訪問看護ステーション、（公社）兵庫県看護協会		
補助事業の 対象となる経費	訪問看護総合支援センターの設置推進、機能強化型訪問看護ステーションの設置促進、訪問看護師の特定行為研修の受講、他機関・多職種連携の強化や教育等への支援にかかる経費であって、知事が認める経費。		
補 助 率	別記のとおり		
補 助 金 の 額	補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。 (1) 次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を補助額とする（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）。 <table border="1" data-bbox="544 1424 1171 1516"> <tr> <td>基準額</td><td>別記のとおり</td></tr> </table>	基準額	別記のとおり
基準額	別記のとおり		
適用除外する条項	—		
そ の 他	補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。 1 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部、又は一部を県に納付させることがある。 2 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。		

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 【在宅看護拠点整備事業、特定行為研修受講支援事業、訪問看護ステーション教育支援強化事業】 所要額調書(様式1)、所要額内訳(様式1-2、様式1-3)、事業計画書(様式2) 【訪問看護総合支援センター設置推進事業】 所要額調書(様式1)、所要額内訳(様式1-2)、事業計画書(様式2) ※ 収支予算書を省略する場合は、「補助金交付申請書 別記省略」と記載する。
	(指定期日) 別途通知する日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 事業区分ごとの金額相互間でいずれか低い金額の20%以内の変更
	(軽微な事業内容の変更) 事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲の変更を行う場合
	(添付書類) 交付申請時の添付書類に準じる。
	(指定期日) 別途通知する日
第9条第1項	(報告事項等) 必要あるときは別途通知する。
第11条	(添付書類) 【在宅看護拠点整備事業、特定行為研修受講支援事業、訪問看護ステーション教育支援強化事業】 所要額精算書(様式3)、所要額内訳【実績】(様式3-2、様式3-3)、実績報告書(様式4) 【訪問看護総合支援センター設置推進事業】 所要額精算書(様式3)、所要額内訳【実績】(様式3-2)、実績報告書(様式4) ※ 収支決算書を省略する場合は、「補助事業実績報告書 別記省略」と記載する。
	(指定期日) 事業完了後30日以内(第7条の規定により事業の廃止の承認を受けたときは当該承認を受けた日から30日以内)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に基づくものとする。ただし、単価30万円以上とする。